

国有林の地域別の森林計画(案)に対する意見の 要旨及び当該意見の処理の結果

(釧路根室森林計画区)

北海道森林管理局

国有林の地域別の森林計画(案)を公衆の縦覧に供した結果、森林法第7条の2第4項において準用する同法第6条第2項に基づく意見の申し立てはありませんでした。

また、同法第7条の2第5項に基づく北海道知事への意見聴取、及び「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて(15林整計第341号)」別紙の第5の4に基づく学識経験者への意見聴取における意見の要旨及び当該意見の処理結果は、以下のとおりです。

* 処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に添って行っていくこととしているものです。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難ですが、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定める通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。
- 3 修 文 す る も の：意見を踏まえ、計画(案)を修文したものです。
- 4 今 後 の 検 討 課 題 等：意見書趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。

| 該当箇所 | 意見の要旨 | 処理結果 | 処理結果の理由 |
|----------------|--|------|--|
| II 第2 2 ウ | 世界自然遺産地域における保全管理については豊かな生態系の保全や森林の多目的性能の維持などの視点から整備方法については慎重にかつ適切に対処すべきと考える。 | 4 | <p>世界自然遺産地域においては、シマフクロウ、オオワシ、ヒグマといった多様な野生生物を含む原生的な自然環境を、後世に引き継いでいくことを管理の目的とした「知床世界自然遺産地域管理計画」（平成21年）に基づき管理を行ってまいります。また、知床のように将来予測が不確実な生態系については、各種調査研究やモニタリングに基づく順応的な管理を行うこととし、環境省等と共同で設置した「知床世界遺産地域科学委員会」の助言を得ながら遺産地域の管理を行うこととされています。北海道森林管理局では、これまで原生的な自然環境を保全するとともに、特に治山ダムの一部についてはサケマスが遡上できるよう科学委員会の助言を得ながら改良を進めてきたところであり、今後とも、世界自然遺産地域内の国有林管理に当たっては、科学委員会の助言を得ながら慎重にかつ適切に対処していきたいと考えております。</p> |
| II 第3 1 (3) | 留萌、釧路根室国有林の地域別森林計画については、クマガイやクマタカ、オオタカなど希少野生生物に限らず、地域を代表（象徴）するような野生生物についても明確にリストアップした上で生物多様性などに十分配慮した計画にしてほしい。 | 1 | <p>森林における生物多様性の保全を図る上では、一定の面的広がりの中で、樹種や林齢等の異なる様々なタイプの森林が常に変化しながらも、バランスよく分散的に配置されることが望ましいと考えております。このため、国有林野の管理経営に当たっては適切な計画や施業、保全管理活動、モニタリング等を通じて、多種多様な生物相を安定的長期的に支える森林生態系の構築を図っていくこととしています。</p> <p>計画についても、こうした考え方の下に策定しており、さらに、野生生物の保護等、生物多様性の保全については、森林官等の職員による日常の巡視等により生息や営巣の状況等を把握し、森林調査簿（森林の状況や履歴を地形、林況で区分けした小班ごとの記録簿）に反映し、森林の取り扱いに活用しているところです。</p> <p>また、野生生物に対する意識や知識の向上を目的に、平成21年度に希少野生動植物ハンドブックを作成し、各森林事務所に配布するなどの取り組みを行っております。これらを活用した巡視等により生息環境の保全が必要な野生生物が発見された場合には、生息状況等に応じて必要な保全措置を講じることとしております。</p> <p>なお希少種等の生息環境の保全については、保護林を設定するとともに、必要に応じてその生育環境の維持向上などの措置を講じております。</p> |

| 該当箇所 | 意見の要旨 | 処理結果 | 処理結果の理由 |
|---------------|--|------|--|
| Ⅱ 第4 3 (2) | 釧路根室地域は森林生産力が高く人工林率も高くなっており、今後の施業を考えるとエゾシカの個体群動態をしっかりと調査し、個体数の調整もやる必要があると思われる。 | 1 | <p>エゾシカの個体数調査については、北海道庁で詳細な調査を行っているほか、国有林においては平成22年度から、エゾシカが天然林などへ与える影響調査を全道約8千箇所において実施しています。</p> <p>また個体数調整に関しては、エゾシカ駆除の効率を上げるための林道除雪、逃走防止柵の設置や、囲いワナ等による捕獲事業を行っているほか、国有林内の銃猟入林区域を広げるなど、ハンターによる狩猟機会の拡大を図っています。北海道森林管理局においてエゾシカ対策は重要な取組事項の一つであり、今後ともエゾシカ対策の推進に努めてまいります。</p> |
| Ⅱ 第4 3 (2) | ヒグマについての記載がないが、どうしてなのか。 | 4 | <p>ヒグマについては、国有林における林木等への被害が顕著でないため、計画には記載しておりませんが、その出没に関しては重大な問題と認識しております。このため、地元市町村との協力の下、出没した箇所の把握及び出没に関する注意喚起の看板の設置等に努めており、今後も適切な形での情報発信等に努めてまいります。</p> |
| 別表2 | 林道にかかる計画に関し、開設について新たな開設のみでないことが分かるような表現があるとよい。 | 3 | <p>ご意見を踏まえ、表の下に、「開設には新設する路線以外に、既存の作業道を改良等により林業専用道に繰り入れするものを含む」と注を入れることとします。</p> |
| その他 | 計画樹立に当たっての基本的な考え方について、現状や具体的な方策が書かれた方がよい。 | 1 | <p>地域別の森林計画は基本的な森林の取り扱いを定めているものですので、具体的な取り扱いについては地域管理経営計画の中で規定するとともに、施業の基準や希少動物に配慮した森林整備に関わる規程などを定めて適切な森林整備を推進しております。</p> |
| その他 | 計画の内容について、地域の特徴があまり記述されておらず、ほとんど同じである。地域別に計画を樹立する必要性は希薄なのではないか。 | 4 | <p>国有林の地域別の森林計画は、伐採や造林、林道等の計画事項や特に留意すべき希少動植物への配慮事項などを除いては基本的な森林の取り扱いを定めている部分が多いため、同じ北海道内であれば、他の計画区と同じ記述が多くなることは避けられないところですが、できるだけ地域ごとの自然的、社会的、経済的状況を踏まえた記述とするよう努めてまいります。</p> |